

令和3年度文化経済戦略推進事業実施業務仕様書

1. 趣旨・事業概要

本事業は、文化を起点に産業等他分野と連携した創造的活動によって新たな価値を創出し、その新たな価値が文化に再投資され持続的な発展につながる「文化と経済の好循環」の実現に向けた実証を行うものである。

過去2年間実施してきた事業では、アーティストと起業家（企業）が新たな価値創出を協働して行う機会を創出すると同時に、そこから生み出される新たな価値の評価手法の開発（＝「見える化」）の推進のため、マッチング事業の試行的実施、評価軸の策定、VC等からの資金提供の調査等を試みた。結果として、従来のアート×ビジネスの推進・スキーム構築に加え、文化芸術組織の体質強化の必要性が浮き彫りになった。

そこで、今年度の事業では、将来的な文化芸術組織が自ら企業からの投資を呼び込める体質を獲得できることを目的として、文化芸術組織へのビジネスサポートの仕組み作り及び持続可能な制度設計を行う。合わせて、ビジネスサポートを実際の文化芸術組織で実証し、その仕組みの検証等を行う。

2. 業務内容

- (1) 企業からの投資（寄附，協賛，収益性のある投資含む）が文化芸術組織に継続的に集まる仕組み・体制（ビジネスサポート等）の設計及び独立行政法人国立美術館（主に東京都に所在する施設を対象とすることを想定）における実証（1～2回程度）
- (2) 企業からの投資（寄附，協賛，収益性のある投資含む）が文化芸術組織に継続的に集まる仕組み・体制（ビジネスサポート等）の設計及び国立文楽劇場（大阪）における実証（1～2回程度）

※複数業務の同時提案も可とする。

3. 委託内容

- (1) 本事業に関する事務局等業務
- (2) 本事業の実施に関する業務
- (3) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (4) その他上記（1）から（3）の業務に付随する必要な業務

4. 事業報告書

- (1) 事業の進捗については、文化庁に随時報告するとともに、報告書を提出すること。
- (2) 報告書は本仕様書及び「文化庁委託業務実施要項」、契約書及び担当官の指示に従って作成すること。

5. 著作権，成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施に当たり発生した著作権，成果物等については，原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては，著作権，成果物等の保護に十分配慮するものとする。

6. 成果物

報告書・・・紙媒体10部（簡易冊子で可），電子媒体2部

7. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 令和4年3月31日
- (2) 納入場所 〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化経済・国際課